

号外第4（令和8年3月31日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△ 横浜市動物愛護基金条例【医療局動物愛護センター】	3
△ 横浜市旅費条例【総務局労務課】	4
△ 横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事課】	14
△ 横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例【総務局人事課】	17
△ 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例【総務局労務課】	18
△ 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【総務局労務課】	22
△ 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	56
△ 横浜市保育所条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育支援課】	57
△ 横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正する条例【健康福祉局健康推進課】	58
△ 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局保険年金課】	60
△ 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局医療援助課】	63
△ 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例【医療局病院経営本部病院経営課】	65
△ 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例【総務局労務課】	66
△ 横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】	68
△ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】	69
△ 横浜市会委員会条例の一部を改正する条例【議会局議事課】	70

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和8年3月31日

横浜市長 山中竹春

- 1 横浜市動物愛護基金条例
- 2 横浜市旅費条例
- 3 横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 4 横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 5 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 横浜市保育所条例の一部を改正する条例
- 9 横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正する条例
- 10 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 11 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 12 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例
- 13 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 14 横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 15 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 16 横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市条例第18号

横浜市動物愛護基金条例

(目的及び設置)

第1条 横浜市における動物の愛護及び管理に関する事業の推進に資するため、横浜市動物愛護基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市条例第19号

横浜市旅費条例

横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方自治法第204条第1項の規定の適用を受ける者をいう。
- (2) 市長等 職員のうち、市長、副市長及び教育長をいう。
- (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (5) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (6) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行すること（規則で定めるものに限る。）をいう。
- (7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並

びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (10) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であって、横浜市と旅行役務提供契約（旅行者等が横浜市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、横浜市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が、外国の勤務地において退職等となり、規則で定める期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (6) 外国勤務の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (7) 外国勤務の職員の配偶者又は子が、当該職員の勤務地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等

となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項又は第2項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令又は条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

5 第1項、第2項又は前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項又は第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けなかった旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、横浜市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。
（旅行命令）

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいと

まがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条に規定する種目及び第8条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長等及び職務の内容を考慮して規則で定める職員に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額とする。

(1) 市長等

(2) 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）別表第1の職務の級が6級以上の者その他これに

準ずる者として規則で定める者

- (3) 横浜市一般職職員の給与に関する条例別表第1の職務の級が5級以下の者その他これに準ずる者として規則で定める者
(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
(2) 寝台料金
(3) 座席指定料金
(4) 特別船室料金（市長等及び職務の内容を考慮して規則で定める職員に限る。）
(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、前条第2項各号に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額とする。
(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
(2) 座席指定料金
(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、第8条第2項各号に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額とする。
(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、第3号に規定するその他の移動について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該移動に要する費用の算定ができない方法を利用する必要がある場合にあっては、当該方法に係る費用は、規則で定める方

法により算定した額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）により定められている宿泊費基準額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国家公務員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める省令における国家公務員とする。

- (1) 市長等 指定職職員等
- (2) 第8条第2項第2号及び第3号に規定する者 職務の級が10級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員につき省令により定められている宿泊手当の額とする。

（転居費）

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の

家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、省令で定める方法に準じて規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞りに係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者)に限る。以下この号及び次号アからウまでにおいて同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地。次号イにおいて同じ。)に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族(ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。)を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算

定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員につき省令により定められている死亡手当の額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、規則で定める期間内における退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときには、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第11条ただし書に規定する場合において支給するものを除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条、第8条から第10条まで及び第11条本文の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。))及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第6条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第23条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を市長その他の当該旅費の支給又は当該旅費に相当する金額の支払を行う者(以下「旅費支払者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

(旅費の調整)

第24条 旅行命令権者は、旅行者が横浜市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令若しくは条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第26条 旅費支払者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又

はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費支払者等は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費支払者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの規定に規定する者が同条第1項、第2項又は第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の横浜市旅費条例の規定によりこれらに相当する旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

横浜市条例第20号

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政策経営局」を「政策経営・国際戦略局」に、
「総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 危機管理及び市民の安全に関する事項
- (3) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (4) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (5) 他の局の主管に属しない事項

デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

財政局

- (1) 財務に関する事項

国際局

- (1) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」

を

「(3) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
行財政局

- (1) 行政運営の改革並びにデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
- (2) 財政に関する事項
- (3) 職員の進退、身分及び給与に関する事項

総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 税務及び管財に関する事項
- (4) 他の局の主管に属しない事項

防災・危機管理統括本部

- (1) 防災及び減災、危機管理並びに市民の安全に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」

に、

「(2) 広聴及び人権に関する事項」

を

「(2) 広聴及び人権に関する事項
(3) 国際平和に関する事項」

に、

「(2) 保健及び衛生に関する事項」

を

「(2) 保健及び衛生に関する事項

資源循環局

(1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項

都市整備局

(1) 都市の計画及び整備に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」

に、

「資源循環局

(1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項

建築局

(1) 都市計画、建築及び住宅に関する事項

都市整備局

(1) 都市の整備に関する総合的な企画、調整及び推進に関する事項

道路局

(1) 道路に関する事項」

を

「建築局

(1) 建築及び住宅に関する事項

道路・交通政策局

(1) 道路及び交通政策に関する事項」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(横浜国際港都建設審議会条例の一部改正)

2 横浜国際港都建設審議会条例(昭和39年6月横浜市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第7条中「政策経営局」を「政策経営・国際戦略局」に改める

。

(横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部改正)

3 横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例(昭和43年3月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局」を「行財政局」に改める。

(横浜市財産評価審議会条例の一部改正)

4 横浜市財産評価審議会条例(昭和39年3月横浜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条中「財政局」を「総務局」に改める。

(横浜市都市計画審議会条例の一部改正)

- 5 横浜市都市計画審議会条例（昭和44年11月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。
第8条中「建築局」を「都市整備局」に改める。
（横浜市交通安全対策会議条例の一部改正）
- 6 横浜市交通安全対策会議条例（昭和46年6月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第8条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。
（横浜市自転車等施策検討協議会条例の一部改正）
- 7 横浜市自転車等施策検討協議会条例（平成26年9月横浜市条例第53号）の一部を次のように改正する。
第9条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。
（横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例の一部改正）
- 8 横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例（平成26年9月横浜市条例第54号）の一部を次のように改正する。
第9条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。
（横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例の一部改正）
- 9 横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例（令和4年9月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第8条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。

横浜市条例第21号

横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例

(横浜市職員定数条例の一部改正)

第1条 横浜市職員定数条例(昭和28年4月横浜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「16,661人」を「16,583人」に、「1,543人」を「1,544人」に改め、同項第3号中「19,866人」を「19,986人」に改め、同項第8号中「3,685人」を「3,705人」に、「3,686人」を「3,706人」に改め、同項第9号中「1,495人」を「1,490人」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第30項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第6条の規定による改正前の横浜市職員定数条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年9月横浜市条例第26号)附則第30項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第6条の規定による改正前の横浜市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「46,202人」を「46,259人」に、「1,909人」を「1,522人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市条例第22号

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年8月横浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)の規定を準用する」を「横浜市旅費条例(令和8年3月横浜市条例第19号)の例による」に改める。

(横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)」を「横浜市旅費条例(令和8年3月横浜市条例第19号)」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)に定める赴任の例に準じ」を「横浜市旅費条例(令和8年3月横浜市条例第19号)第2条第6号に規定する赴任の例により」に改める。

(横浜市実費弁償条例の一部改正)

第4条 横浜市実費弁償条例(平成3年9月横浜市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)別表3号の項に規定する」を「横浜市旅費条例(令和8年3月横浜市条例第19号)第8条第2項第3号に掲げる」に改める。

(横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 横浜市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年10月横浜市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(費用弁償)

第16条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

（横浜市児童福祉審議会委員の費用弁償条例の一部改正）

第6条 横浜市児童福祉審議会委員の費用弁償条例（昭和31年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第8条第2項第3号に掲げる者に支給する旅費の例による。

（横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例の一部改正）

第7条 横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例（昭和26年8月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第8条第2項第3号に掲げる者に支給する旅費の例による。

（横浜市建築審査会条例の一部改正）

第8条 横浜市建築審査会条例（昭和26年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（費用弁償）

第13条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

（横浜市土地区画整理審議会委員等の費用弁償条例の一部改正）

第9条 横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例（昭和31年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第8条第2項第3号に掲げる者に支給する旅費の例による。

（横浜市教育委員会委員の費用弁償条例の一部改正）

第10条 横浜市教育委員会委員の費用弁償条例（昭和25年3月横浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

（横浜市社会教育委員条例の一部改正）

第11条 横浜市社会教育委員条例（昭和25年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第8条第2項第2号に掲げる者に支給する旅費の例による。

（横浜市選挙管理委員の費用弁償条例の一部改正）

第12条 横浜市選挙管理委員の費用弁償条例（昭和29年10月横浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（費用弁償）

第2条 選挙管理委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

（横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例の一部改正）

第13条 横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例（昭和26年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の旅費及び費用弁償の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

（横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例の一部改正）

第14条 横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例（昭和22年7月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の旅費及び費用弁償の額、支給方法等は、横浜市旅費条例（令和8年3月横浜市条例第19号）第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

（横浜市会職員旅費条例の一部改正）

第15条 横浜市会職員旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

本則中「を準用する」を「（令和8年3月横浜市条例第19号）の例による」に改める。

(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第16条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年8月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額、支給方法等は、横浜市旅費条例(令和8年3月横浜市条例第19号)第2条第2号に規定する市長等に支給する旅費の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行、出張その他これらに相当するものについて適用し、同日前に出発した旅行、出張その他これらに相当するものについては、なお従前の例による。

横浜市条例第23号

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「職員を」を「職員(第5項各号に掲げる職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)を」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 次に掲げる職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行7級職員等」という。)

(2) 行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。)

第9条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行8級職員等に対しては、支給しない。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行7級職員等にあつては、3,500円)とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合(扶養親族たる子としての要件を具備するに至つた者がある場合に限る。))において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第1号中「扶養親族たる配

偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

この場合において、前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第10条第3項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とする。

第11条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第11条の2第1項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第16条の2第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第3項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「前2項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」に改め、同項各号を削る。

第20条の8第1項中「、第10条の4及び第20条の3」を「及び第10条の4」に改める。

第20条の9中「（職員が配偶者を伴う場合は、配偶者に係る部分を除く。）」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,000	247,300	278,200	318,300	367,600	415,800	522,500	569,300
	2	185,200	248,900	279,400	320,200	369,400	418,300	529,000	575,700
	3	186,400	250,500	280,600	322,100	371,200	420,700	534,100	581,700
	4	187,600	252,100	281,800	324,000	373,000	423,100	538,300	587,300
	5	188,800	253,700	283,100	325,900	374,800	425,500	542,400	592,400
	6	190,100	255,200	284,500	327,800	376,600	427,800	545,800	596,700
	7	191,400	256,700	286,000	329,700	378,400	430,100	548,400	600,900
	8	192,700	258,200	287,500	331,600	380,100	432,400	550,800	604,900
	9	194,000	259,700	289,000	333,400	381,800	434,700	552,900	608,700
	10	195,300	261,100	290,500	335,200	383,400	436,900		612,200
	11	196,600	262,500	292,100	337,000	384,900	439,200		
	12	197,900	263,900	293,700	338,800	386,400	441,500		
	13	199,200	265,300	295,300	340,600	387,800	443,700		
	14	200,600	266,700	296,900	342,400	389,100	445,800		
	15	202,000	268,000	298,500	344,200	390,400	447,900		
	16	203,500	269,300	300,100	346,000	391,600	449,900		
	17	205,000	270,600	301,700	347,800	392,700	451,900		
	18	206,500	271,900	303,300	349,600	393,800	453,800		
	19	208,100	273,200	304,700	351,400	394,900	455,600		
	20	209,700	274,500	306,100	353,200	396,000	457,300		
	21	211,300	275,800	307,500	355,000	397,100	458,900		
	22	213,500	277,100	308,900	356,800	398,200	460,500		
	23	215,700	278,400	310,300	358,600	399,300	462,000		
	24	218,100	279,700	311,700	360,400	400,300	463,400		
	25	220,700	281,000	313,100	362,200	401,200	464,700		
	26	223,300	282,300	314,500	364,000	402,100	465,900		
	27	225,900	283,600	315,900	365,800	403,000	467,000		
	28	228,500	284,900	317,300	367,500	403,800	468,000		
	29	230,900	286,200	318,700	369,200	404,600	468,900		
	30	232,900	287,500	320,400	370,800	405,300	469,700		
	31	234,800	288,800	322,100	372,400	405,900	470,600		
	32	236,500	290,100	323,900	374,000	406,500	471,400		
	33	238,000	291,400	325,700	375,600	407,100	472,100		
	34	239,300	292,700	327,500	377,100	407,600	472,800		
	35	240,600	294,000	329,300	378,600	408,100	473,500		
	36	241,900	295,300	331,100	380,000	408,700	474,200		
	37	243,100	296,600	332,900	381,200	409,300	474,800		
	38	244,300	297,900	334,700	382,400	409,800	475,400		
	39	245,500	299,200	336,500	383,600	410,300	476,100		
	40	246,700	300,500	338,300	384,800	410,700	476,800		
	41	247,900	301,800	340,100	386,000	411,200	477,500		
	42	249,100	303,100	341,900	387,200	411,600	478,100		

	43	250,300	304,400	343,700	388,300	412,000	478,800
	44	251,500	305,700	345,500	389,400	412,400	479,500
	45	252,700	307,000	347,300	390,400	412,800	480,100
	46	253,900	308,300	349,100	391,300	413,100	480,700
	47	255,100	309,600	350,900	392,200	413,500	481,400
	48	256,300	310,900	352,700	392,900	413,800	482,100
	49	257,500	312,200	354,400	393,600	414,100	482,700
	50	258,700	313,500	356,200	394,300	414,500	483,400
	51	259,900	314,800	357,900	395,000	414,800	484,100
	52	261,100	316,100	359,600	395,600	415,100	484,700
	53	262,300	317,400	361,200	396,200	415,400	485,300
	54	263,500	318,700	362,700	396,800	415,700	486,000
	55	264,700	320,000	364,100	397,300	416,100	486,700
	56	265,900	321,300	365,500	397,700	416,400	487,300
	57	267,100	322,600	366,800	398,000	416,700	487,900
	58	268,300	323,900	368,100	398,400	417,100	488,500
	59	269,500	325,200	369,400	398,700	417,400	489,200
	60	270,700	326,500	370,600	399,000	417,700	489,900
	61	271,900	327,700	371,700	399,300	418,000	490,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	62	273,100	328,900	372,700	399,600	418,300	491,200
	63	274,300	330,100	373,600	399,900	418,700	491,900
	64	275,500	331,300	374,500	400,200	419,000	492,500
	65	276,700	332,500	375,400	400,500	419,400	493,100
	66	277,900	333,700	376,200	400,800	419,900	493,800
	67	279,100	334,900	376,900	401,100	420,300	494,500
	68	280,300	336,100	377,500	401,400	420,700	495,200
	69	281,500	337,200	378,100	401,700	421,100	495,800
	70	282,700	338,300	378,800	402,000	421,600	496,500
	71	283,900	339,400	379,400	402,300	422,000	497,200
	72	285,100	340,400	380,000	402,600	422,400	497,800
	73	286,300	341,400	380,500	402,900	422,800	498,400
	74	287,500	342,400	380,900	403,200	423,300	499,100
	75	288,700	343,400	381,300	403,500	423,700	499,800
	76	289,900	344,400	381,700	403,800	424,100	500,400
	77	291,100	345,400	382,100	404,100	424,500	
	78	292,300	346,300	382,500	404,400	424,900	
	79	293,500	347,200	382,900	404,700	425,400	
	80	294,700	348,000	383,200	405,000	425,800	
81	295,900	348,700	383,600	405,300	426,200		
82	297,100	349,400	384,000	405,600	426,600		
83	298,300	350,100	384,400	405,900	427,100		
84	299,300	350,700	384,800	406,200	427,500		
85	300,100	351,300	385,100	406,500	427,900		
86	300,900	351,900	385,500	406,900	428,400		
87	301,500	352,500	385,800	407,200	428,900		
88	302,100	353,100	386,200	407,500	429,300		
89	302,500	353,600	386,500	407,800	429,700		

90	303,000	354,100	386,900	408,100	430,100				
91	303,400	354,600	387,200	408,500	430,600				
92	303,900	355,100	387,600	408,800	431,000				
93	304,200	355,700	387,900	409,100	431,400				
94	304,600	356,200	388,300	409,500	431,900				
95	304,900	356,600	388,700	409,800	432,300				
96	305,300	357,100	389,000	410,100	432,700				
97	305,700	357,600	389,300	410,400	433,100				
98	306,100	358,100	389,700	410,700	433,600				
99	306,500	358,600	390,100	411,000	434,100				
100	306,800	359,100	390,400	411,400	434,500				
101	307,100	359,500	390,800	411,800	434,900				
102	307,400	359,800	391,200	412,300	435,300				
103	307,700	360,100	391,600	412,700	435,700				
104	308,000	360,400	391,900	413,100	436,100				
105	308,400	360,700	392,300	413,400	436,500				
106			392,700	413,800					
107			393,100	414,300					
108			393,400	414,700					
109			393,800	415,100					
110			394,200	415,500					
111			394,500	416,000					
112			394,900	416,400					
113			395,200	416,700					
114			395,600	417,100					
115			396,000	417,600					
116			396,300	418,000					
117			396,700	418,400					
118			397,100	418,900					
119			397,400	419,400					
120			397,700	419,800					
121			398,000	420,200					
122				420,700					
123				421,100					
124				421,500					
125				421,900					
126				422,400					
127				422,900					
128				423,300					
129				423,700					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	333,100	374,800	409,200	

(備考)

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 消防職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,300	239,500	261,800	318,300	367,600	415,800	522,500
	2	222,800	241,200	263,100	320,200	369,400	418,300	529,000
	3	224,300	242,800	264,300	322,100	371,200	420,700	534,100
	4	225,800	244,300	265,400	324,000	373,000	423,100	538,300
	5	227,300	245,800	266,500	325,900	374,800	425,500	542,400
	6	228,700	247,300	267,600	327,800	376,600	427,800	545,800
	7	230,100	248,700	268,800	329,700	378,400	430,100	548,400
	8	231,500	250,000	270,000	331,600	380,100	432,400	550,800
	9	232,900	251,300	271,300	333,400	381,800	434,700	552,900
	10	234,300	252,600	272,500	335,200	383,400	436,900	
	11	235,700	253,900	273,800	337,000	384,900	439,200	
	12	237,100	255,200	275,100	338,800	386,400	441,500	
	13	238,500	256,500	276,300	340,600	387,800	443,700	
	14	239,900	257,800	277,500	342,400	389,100	445,800	
	15	241,300	259,100	278,700	344,200	390,400	447,900	
	16	242,700	260,400	280,100	346,000	391,600	449,900	
	17	244,100	261,700	281,600	347,800	392,700	451,900	
	18	245,300	263,000	283,100	349,600	393,800	453,800	
	19	246,500	264,300	284,500	351,400	394,900	455,600	
	20	247,700	265,600	286,000	353,200	396,000	457,300	
	21	248,900	266,900	287,500	355,000	397,100	458,900	
	22	250,100	268,200	289,000	356,800	398,200	460,500	
	23	251,300	269,500	290,500	358,600	399,300	462,000	
	24	252,500	270,700	292,100	360,400	400,300	463,400	
	25	253,700	272,000	293,700	362,200	401,200	464,700	
	26	254,900	273,200	295,300	364,000	402,100	465,900	
	27	256,100	274,500	296,900	365,800	403,000	467,000	
	28	257,300	275,700	298,500	367,500	403,800	468,000	
	29	258,500	277,000	300,100	369,200	404,600	468,900	
	30	259,700	278,200	301,700	370,800	405,300	469,700	
	31	260,900	279,500	303,300	372,400	405,900	470,600	
	32	262,100	280,700	304,800	374,000	406,500	471,400	
	33	263,300	282,000	306,200	375,600	407,100	472,100	
	34	264,500	283,200	307,400	377,100	407,600	472,800	
	35	265,700	284,500	308,500	378,600	408,100	473,500	
	36	266,900	285,700	309,400	380,000	408,700	474,200	
	37	268,100	287,000	311,100	381,200	409,300	474,800	
	38	269,300	288,200	312,800	382,400	409,800	475,400	
	39	270,500	289,500	314,500	383,600	410,300	476,100	
	40	271,700	290,700	315,900	384,800	410,700	476,800	
	41	272,900	292,000	317,300	386,000	411,200	477,500	
	42	274,100	293,400	318,700	387,200	411,600	478,100	

	43	275,300	294,700	320,400	388,300	412,000	478,800
	44	276,500	295,900	322,100	389,400	412,400	479,500
	45	277,700	297,200	323,900	390,400	412,800	480,100
	46	278,900	298,400	325,700	391,300	413,100	480,700
	47	280,100	299,700	327,500	392,200	413,500	481,400
	48	281,300	300,900	329,300	392,900	413,800	482,100
	49	282,500	302,200	331,100	393,600	414,100	482,700
	50	283,700	303,600	332,900	394,300	414,500	483,400
	51	284,900	305,000	334,700	395,000	414,800	484,100
	52	286,100	306,400	336,500	395,600	415,100	484,700
	53	287,300	307,800	338,300	396,200	415,400	485,300
	54	288,500	309,300	340,100	396,800	415,700	486,000
	55	289,700	310,800	341,900	397,300	416,100	486,700
	56	290,900	312,300	343,700	397,700	416,400	487,300
	57	292,100	313,800	345,500	398,000	416,700	487,900
	58	293,300	315,300	347,300	398,400	417,100	488,500
	59	294,500	316,800	349,100	398,700	417,400	489,200
	60	295,700	318,300	350,900	399,000	417,700	489,900
	61	296,900	319,800	352,700	399,300	418,000	490,500
	62	297,900	321,500	354,400	399,600	418,300	491,200
	63	298,900	323,200	356,200	399,900	418,700	491,900
	64	299,900	324,900	357,900	400,200	419,000	492,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	300,900	326,600	359,600	400,500	419,400	493,100
	66	301,800	328,300	361,200	400,800	419,900	493,800
	67	302,700	330,000	362,700	401,100	420,300	494,500
	68	303,600	331,700	364,100	401,400	420,700	495,200
	69	304,500	333,400	365,500	401,700	421,100	495,800
	70	305,200	335,000	366,800	402,000	421,600	496,500
	71	305,900	336,600	368,100	402,300	422,000	497,200
	72	306,600	338,200	369,400	402,600	422,400	497,800
	73	307,300	339,800	370,600	402,900	422,800	498,400
	74	307,700	341,400	371,700	403,200	423,300	499,100
	75	308,100	343,000	372,700	403,500	423,700	499,800
	76	308,500	344,600	373,600	403,800	424,100	500,400
	77	308,900	346,200	374,500	404,100	424,500	
	78	309,300	347,600	375,500	404,400	424,900	
	79	309,700	349,000	376,500	404,700	425,400	
	80	310,100	350,400	377,000	405,000	425,800	
	81	310,500	351,800	377,500	405,300	426,200	
	82	310,900	353,000	378,100	405,600	426,600	
	83	311,300	354,200	378,800	405,900	427,100	
	84	311,600	355,400	379,400	406,200	427,500	
	85	311,900	356,600	380,000	406,500	427,900	
	86	312,200	357,800	380,500	406,900	428,400	
	87	312,500	358,700	380,900	407,200	428,900	
	88	312,800	359,600	381,300	407,500	429,300	
	89	313,100	360,500	381,700	407,800	429,700	

90	313,400	361,300	382,100	408,100	430,100
91	313,700	362,100	382,500	408,500	430,600
92	314,000	362,900	382,900	408,800	431,000
93	314,300	363,600	383,200	409,100	431,400
94	314,600	364,300	383,600	409,500	431,900
95	314,900	365,000	384,000	409,800	432,300
96	315,200	365,700	384,400	410,100	432,700
97	315,500	366,300	384,800	410,400	433,100
98	315,800	366,900	385,100	410,700	433,600
99	316,100	367,500	385,500	411,000	434,100
100	316,400	368,100	385,800	411,400	434,500
101	316,700	368,700	386,200	411,800	434,900
102	317,000	369,300	386,500	412,300	435,300
103	317,300	369,900	386,900	412,700	435,700
104	317,600	370,500	387,200	413,100	436,100
105		371,100	387,600	413,400	436,500
106		371,700	387,900	413,800	
107		372,200	388,300	414,300	
108		372,700	388,700	414,700	
109		373,200	389,000	415,100	
110		373,700	389,300	415,500	
111		374,200	389,700	416,000	
112		374,700	390,100	416,400	
113		375,200	390,400	416,700	
114		375,700	390,800	417,100	
115		376,200	391,200	417,600	
116		376,700	391,600	418,000	
117			391,900	418,400	
118			392,300	418,900	
119			392,700	419,400	
120			393,100	419,800	
121			393,400	420,200	
122			393,800	420,700	
123			394,200	421,100	
124			394,500	421,500	
125			394,900	421,900	
126			395,200	422,400	
127			395,600	422,900	
128			396,000	423,300	
129			396,300	423,700	
130			396,700		
131			397,100		
132			397,400		
133			397,700		
134			398,000		

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	333,100	374,800

(備考)

この表は、消防吏員に適用する。

別表第4中

「

円	円	円	円	円
236,700	272,600	297,900	343,700	415,700

」

を

「

円	円	円	円	円
238,400	285,800	314,300	349,100	425,600

」

に改める。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5 技能職員等給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	184,000	247,300	275,700
	2	185,200	248,900	276,900
	3	186,400	250,500	278,100
	4	187,600	252,100	279,200
	5	188,800	253,700	280,500
	6	190,100	255,200	281,900
	7	191,400	256,700	283,300
	8	192,700	258,200	284,800
	9	194,000	259,700	286,300
	10	195,300	261,100	287,800
	11	196,600	262,500	289,300
	12	197,900	263,900	290,900
	13	199,200	265,300	292,500
	14	200,600	266,700	294,100
	15	202,000	268,000	295,600
	16	203,500	269,300	297,200
	17	205,000	270,600	298,800
	18	206,500	271,900	300,500
	19	208,100	273,200	301,800
	20	209,700	274,500	303,200
	21	211,300	275,800	304,600
	22	213,500	277,100	306,000
	23	215,700	278,400	307,300
	24	218,100	279,700	308,700
	25	220,700	281,000	310,100
	26	223,300	282,300	311,500
	27	225,900	283,600	312,800
	28	228,500	284,900	314,200
	29	230,900	286,200	315,600
	30	232,900	287,500	317,300
	31	234,800	288,800	318,900
	32	236,500	290,100	320,700
	33	238,000	291,400	322,500
	34	239,300	292,700	324,300
	35	240,600	294,000	326,100
	36	241,900	295,300	327,800
	37	243,100	296,600	329,600
	38	244,300	297,900	331,400
	39	245,500	299,200	333,200
	40	246,700	300,500	335,000
	41	247,900	301,800	336,700
	42	249,100	303,100	338,500

	43	250,300	304,400	340,300
	44	251,500	305,700	342,100
	45	252,700	307,000	343,800
	46	253,900	308,300	345,600
	47	255,100	309,600	347,400
	48	256,300	310,900	349,200
	49	257,500	312,200	350,800
	50	258,700	313,500	352,600
	51	259,900	314,800	354,300
	52	261,100	316,100	356,000
	53	262,300	317,400	357,600
	54	263,500	318,700	359,100
	55	264,700	320,000	360,400
	56	265,900	321,300	361,900
	57	267,100	322,600	363,100
	58	268,300	323,900	364,400
	59	269,500	325,200	365,700
	60	270,700	326,500	366,900
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	271,900	327,700	367,900
	62	273,100	328,900	368,900
	63	274,300	330,100	369,900
	64	275,500	331,300	370,700
	65	276,700	332,500	371,700
	66	277,900	333,700	372,400
	67	279,100	334,900	373,100
	68	280,300	336,100	373,700
	69	281,500	337,200	374,300
	70	282,700	338,300	375,000
	71	283,900	339,400	375,600
	72	285,100	340,400	376,100
	73	286,300	341,400	376,700
	74	287,500	342,400	377,100
	75	288,700	343,400	377,500
	76	289,900	344,400	377,800
	77	291,100	345,400	378,200
	78	292,300	346,300	378,600
	79	293,500	347,200	379,000
	80	294,700	348,000	379,400
	81	295,900	348,700	379,800
	82	297,100	349,400	380,100
	83	298,300	350,100	380,500
	84	299,300	350,700	380,900
	85	300,100	351,300	381,200
	86	301,000	351,900	381,600
	87	301,700	352,500	381,900
	88	302,500	353,100	382,300
	89	303,100	353,600	382,600

90	303,800	354,100	383,000
91	304,300	354,600	383,300
92	304,900	355,100	383,700
93	305,500	355,700	384,000
94	306,100	356,200	384,300
95	306,600	356,600	384,800
96	307,300	357,100	385,100
97	308,000	357,600	385,400
98	308,600	358,100	385,800
99	309,200	358,600	386,100
100	309,800	359,100	386,400
101	310,400	359,500	386,800
102	310,900	359,800	387,200
103	311,400	360,100	387,700
104	312,000	360,400	388,000
105	312,600	360,700	388,300
106	313,000		388,700
107	313,500		389,100
108	313,900		389,400
109	314,200		389,800
110	314,500		390,200
111	314,800		390,500
112	315,100		390,900
113	315,500		391,200
114	315,800		391,600
115	316,100		392,000
116	316,400		392,300
117	316,800		392,700
118	317,100		393,100
119	317,400		393,400
120	317,700		393,700
121	318,100		394,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円
	200,300	227,800	269,500

(備考)

この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 医療職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	315,900	379,700	442,000	533,700	569,300
	2	318,200	383,300	444,000	538,900	575,700
	3	320,500	386,900	446,000	542,900	581,700
	4	322,800	390,400	448,000	546,300	587,300
	5	325,100	393,900	450,000	548,800	592,400
	6	327,400	397,400	452,000	551,300	596,700
	7	329,700	400,900	454,000	553,800	600,900
	8	332,000	404,400	456,000	555,600	604,900
	9	334,300	407,900	458,000		608,700
	10	336,600	411,000	460,000		612,200
	11	338,900	414,100	462,000		
	12	341,200	417,100	464,000		
	13	343,500	419,800	466,000		
	14	345,800	422,000	468,000		
	15	348,100	424,100	470,000		
	16	350,400	426,000	472,000		
	17	352,700	427,800	473,900		
	18	355,000	429,600	475,800		
	19	357,300	431,400	477,700		
	20	359,600	433,200	479,600		
	21	361,900	435,000	481,500		
	22	364,200	436,800	483,400		
	23	366,500	438,600	485,200		
	24	368,800	440,400	487,000		
	25	370,900	442,200	488,800		
	26	373,000	444,000	490,600		
	27	374,900	445,800	492,400		
	28	376,800	447,600	494,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	29	378,600	449,400	496,000		
	30	380,400	450,900	497,800		
	31	382,200	452,400	499,600		
	32	383,900	453,900	501,400		
	33	385,600	455,400	503,100		
	34	387,200	456,900	504,700		
	35	388,800	458,400	506,200		
	36	390,300	459,900	507,700		
	37	391,800	461,400	509,100		
	38	393,300	462,900	510,500		
	39	394,800	464,400	511,800		
	40	396,200	465,900	512,800		
	41	397,600	467,400	513,700		
	42	398,300	468,900	514,600		

	43	399,000	470,300	515,400		
	44	399,700	471,700	516,200		
	45	400,300	473,000	517,000		
	46	400,800	474,400	517,800		
	47	401,200	475,700	518,600		
	48	401,600	477,000	519,400		
	49	402,000	478,300	520,100		
	50	402,400	479,600	520,800		
	51	402,800	480,900	521,500		
	52	403,200	482,100	522,200		
	53	403,600	483,300	522,900		
	54	404,000	483,800	523,600		
	55	404,400	484,200	524,300		
	56	404,800	484,700	525,000		
	57	405,100	485,100	525,700		
	58			526,400		
	59			527,000		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		317,000	361,200	412,800	488,500	590,500

(備考)

この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)」を削り、「所在国勤務の外務公務員で」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員で」に、「外務公務員給与法の」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の」に改める。

(横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年4月横浜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に改める。

(横浜市消防職員賞じゅつ条例の一部改正)

第4条 横浜市消防職員賞じゅつ条例(昭和27年9月横浜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「掲げる者」の次に「及び配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けていることを任命権者が承認した者に限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日

における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、同項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行7級職員等及び行8級職員等に対しては」と、同条第2項中

「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,500円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における外国勤務者の扶養手当に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新給与条例第20条の9の外国に所在する公署に勤務する職員の扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

（令和9年3月31日までの間における外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与に関する経過措置）

- 6 施行日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第3項の規定の適用については、同項中「及び扶養手当」とあるのは「及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により配偶者手当が支

給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)と、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)」とあるのは「同法」とする。

附則別表 職員の号給の切替表

(1) 行政職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	1 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	2
8	1	1	1	1	1	1	3
9	1	1	1	1	1	1	3
10	2	1	1	1	1	1	3
11	3	1	1	1	1	1	4
12	4	1	1	1	1	1	4
13	5	1	1	1	1	1	4
14	6	2	2	1	1	1	5
15	7	3	2	1	1	1	5
16	8	4	2	1	1	1	5
17	9	5	3	1	1	1	6
18	10	6	3	1	1	1	6
19	11	7	3	1	1	1	6
20	12	8	3	1	1	1	7
21	13	9	4	1	1	1	7
22	14	10	4	1	1	1	7
23	15	11	4	1	1	1	8
24	16	12	4	1	1	1	8
25	17	13	5	1	1	1	8
26	18	14	6	1	1	1	9
27	19	15	7	1	1	2	9
28	20	16	8	1	1	2	9
29	21	17	9	1	1	2	9
30	22	18	10	1	2	2	10
31	23	19	11	1	3	2	10
32	24	20	12	1	4	2	10
33	25	21	13	1	5	2	10

34	26	22	14	1	6	2	10
35	27	23	15	1	7	3	10
36	28	24	16	1	8	3	10
37	29	25	17	1	9	3	10
38	30	26	18	2	10	3	10
39	31	27	19	3	11	3	10
40	32	28	20	4	12	3	10
41	33	29	21	5	13	4	10
42	34	30	22	6	14	4	10
43	35	31	23	7	15	4	10
44	36	32	24	8	16	4	10
45	37	33	25	9	17	4	10
46	38	34	26	10	18	5	10
47	39	35	27	11	19	5	10
48	40	36	28	12	20	5	10
49	41	37	29	13	21	5	10
50	42	38	30	14	22	5	10
51	43	39	31	15	23	6	10
52	44	40	32	16	24	6	10
53	45	41	33	17	25	6	10
54	46	42	34	18	26	6	10
55	47	43	35	19	27	7	10
56	48	44	36	20	28	7	10
57	49	45	37	21	29	7	10
58	50	46	38	22	30	8	
59	51	47	39	23	31	8	
60	52	48	40	24	32	8	
61	53	49	41	25	33	9	
62	54	50	42	26	34		
63	55	51	43	27	35		
64	56	52	44	28	36		
65	57	53	45	29	37		
66	58	54	46	30	38		
67	59	55	47	31	39		
68	60	56	48	32	40		
69	61	57	49	33	41		
70	62	58	50	34	42		
71	63	59	51	35	43		

72	64	60	52	36	44		
73	65	61	53	37	45		
74	66	62	54	38	46		
75	67	63	55	39	47		
76	68	64	56	40	48		
77	69	65	57	41	49		
78	70	66	58	42	50		
79	71	67	59	43	51		
80	72	68	60	44	52		
81	73	69	61	45	53		
82	74	70	62	46	54		
83	75	71	63	47	55		
84	76	72	64	48	56		
85	77	73	65	49	57		
86	78	74	66	50	58		
87	79	75	67	51	59		
88	80	76	68	52	60		
89	81	77	69	53	61		
90	82	78	70	54	62		
91	83	79	71	55	63		
92	84	80	72	56	64		
93	85	81	73	57	65		
94	86	82	74	58	66		
95	87	83	75	59	67		
96	88	84	76	60	68		
97	89	85	77	61	69		
98	90	86	78	62	70		
99	91	87	79	63	71		
100	92	88	80	64	72		
101	93	89	81	65	73		
102	94	90	82	66	74		
103	95	91	83	67	75		
104	96	92	84	68	76		
105	97	93	85	69	76		
106	98	94	86	70	76		
107	99	95	87	71	76		
108	100	96	88	72	76		
109	101	97	89	73	76		

110	102	98	90	74	76		
111	103	99	91	75	76		
112	104	100	92	76	76		
113	105	101	93	77	76		
114		102	94	78	76		
115		103	95	79	76		
116		104	96	80	76		
117		105	97	81	76		
118		106	98	82	76		
119		107	99	83	76		
120		108	100	84	76		
121		109	101	85	76		
122		110	102	86			
123		111	103	87			
124		112	104	88			
125		113	105	89			
126		114	106	90			
127		115	107	91			
128		116	108	92			
129		117	109	93			
130		118	110	94			
131		119	111	95			
132		120	112	96			
133		121	113	97			
134			114	98			
135			115	99			
136			116	100			
137			117	101			
138			118	102			
139			119	103			
140			120	104			
141			121	105			
142			122				
143			123				
144			124				
145			125				
146			126				
147			127				

148			128				
149			129				

(2) 消防職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	1	1
4	1	4	1	1	1	1	1
5	1	5	2	1	1	1	1
6	1	6	3	1	1	1	1
7	1	7	4	1	1	1	1
8	1	8	5	1	1	1	1
9	1	9	6	1	1	1	1
10	1	10	7	1	1	1	1
11	2	11	8	1	1	1	1
12	3	12	9	1	1	1	1
13	4	13	10	1	1	1	1
14	5	14	11	2	1	1	1
15	6	15	12	2	1	1	1
16	7	16	13	2	1	1	1
17	8	17	14	3	1	1	1
18	9	18	15	3	1	1	1
19	10	19	16	3	1	1	1
20	11	20	17	3	1	1	1
21	12	21	18	4	1	1	1
22	13	22	19	4	1	1	1
23	14	23	20	4	1	1	1
24	15	24	21	4	1	1	1
25	16	25	22	5	1	1	1
26	17	26	23	6	1	1	1
27	18	27	24	7	1	1	2
28	19	28	25	8	1	1	2
29	20	29	26	9	1	1	2
30	21	30	27	10	1	2	2
31	22	31	28	11	1	3	2
32	23	32	29	12	1	4	2
33	24	33	30	13	1	5	2
34	25	34	31	14	1	6	2
35	26	35	32	15	1	7	3

36	27	36	33	16	1	8	3
37	28	37	34	17	1	9	3
38	29	38	35	18	2	10	3
39	30	39	36	19	3	11	3
40	31	40	37	20	4	12	3
41	32	41	38	21	5	13	4
42	33	42	39	22	6	14	4
43	34	43	40	23	7	15	4
44	35	44	41	24	8	16	4
45	36	45	42	25	9	17	4
46	37	46	43	26	10	18	5
47	38	47	44	27	11	19	5
48	39	48	45	28	12	20	5
49	40	49	46	29	13	21	5
50	41	50	47	30	14	22	5
51	42	51	48	31	15	23	6
52	43	52	49	32	16	24	6
53	44	53	50	33	17	25	6
54	45	54	51	34	18	26	6
55	46	55	52	35	19	27	7
56	47	56	53	36	20	28	7
57	48	57	54	37	21	29	7
58	49	58	55	38	22	30	8
59	50	59	56	39	23	31	8
60	51	60	57	40	24	32	8
61	52	61	58	41	25	33	9
62	53	62	59	42	26	34	
63	54	63	60	43	27	35	
64	55	64	61	44	28	36	
65	56	65	62	45	29	37	
66	57	66	63	46	30	38	
67	58	67	64	47	31	39	
68	59	68	65	48	32	40	
69	60	69	66	49	33	41	
70	61	70	67	50	34	42	
71	62	71	68	51	35	43	
72	63	72	69	52	36	44	
73	64	73	70	53	37	45	

74	65	74	71	54	38	46	
75	66	75	72	55	39	47	
76	67	76	73	56	40	48	
77	68	77	74	57	41	49	
78	69	78	75	58	42	50	
79	70	79	76	59	43	51	
80	71	80	77	60	44	52	
81	72	81	78	61	45	53	
82	73	82	79	62	46	54	
83	74	83	80	63	47	55	
84	75	84	81	64	48	56	
85	76	85	82	65	49	57	
86	77	86	83	66	50	58	
87	78	87	84	67	51	59	
88	79	88	85	68	52	60	
89	80	89	86	69	53	61	
90	81	90	87	70	54	62	
91	82	91	88	71	55	63	
92	83	92	89	72	56	64	
93	84	93	90	73	57	65	
94	85	94	91	74	58	66	
95	86	95	92	75	59	67	
96	87	96	93	76	60	68	
97	88	97	94	77	61	69	
98	89	98	95	78	62	70	
99	90	99	96	79	63	71	
100	91	100	97	80	64	72	
101	92	101	98	81	65	73	
102	93	102	99	82	66	74	
103	94	103	100	83	67	75	
104	95	104	101	84	68	76	
105	96	105	102	85	69	76	
106	97	106	103	86	70	76	
107	98	107	104	87	71	76	
108	99	108	105	88	72	76	
109	100	109	106	89	73	76	
110	101	110	107	90	74	76	
111	102	111	108	91	75	76	

112	103	112	109	92	76	76	
113	104	113	110	93	77	76	
114		114	111	94	78	76	
115		115	112	95	79	76	
116		116	113	96	80	76	
117		116	114	97	81	76	
118			115	98	82	76	
119			116	99	83	76	
120			117	100	84	76	
121			118	101	85	76	
122			119	102	86		
123			120	103	87		
124			121	104	88		
125			122	105	89		
126			123	106	90		
127			124	107	91		
128			125	108	92		
129			126	109	93		
130			127	110	94		
131			128	111	95		
132			129	112	96		
133			130	113	97		
134			131	114	98		
135			132	115	99		
136			133	116	100		
137			134	117	101		
138				118	102		
139				119	103		
140				120	104		
141				121	105		
142				122			
143				123			
144				124			
145				125			
146				126			
147				127			
148				128			
149				129			

(3) 技能職員等給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級	
	1 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	2
15	7	3
16	8	4
17	9	5
18	10	6
19	11	7
20	12	8
21	13	9
22	14	10
23	15	11
24	16	12
25	17	13
26	18	14
27	19	15
28	20	16
29	21	17
30	22	18
31	23	19
32	24	20
33	25	21
34	26	22
35	27	23

36	28	24
37	29	25
38	30	26
39	31	27
40	32	28
41	33	29
42	34	30
43	35	31
44	36	32
45	37	33
46	38	34
47	39	35
48	40	36
49	41	37
50	42	38
51	43	39
52	44	40
53	45	41
54	46	42
55	47	43
56	48	44
57	49	45
58	50	46
59	51	47
60	52	48
61	53	49
62	54	50
63	55	51
64	56	52
65	57	53
66	58	54
67	59	55
68	60	56
69	61	57
70	62	58
71	63	59
72	64	60
73	65	61
74	66	62

75	67	63
76	68	64
77	69	65
78	70	66
79	71	67
80	72	68
81	73	69
82	74	70
83	75	71
84	76	72
85	77	73
86	78	74
87	79	75
88	80	76
89	81	77
90	82	78
91	83	79
92	84	80
93	85	81
94	86	82
95	87	83
96	88	84
97	89	85
98	90	86
99	91	87
100	92	88
101	93	89
102	94	90
103	95	91
104	96	92
105	97	93
106	98	94
107	99	95
108	100	96
109	101	97
110	102	98
111	103	99
112	104	100
113	105	101

114	106	102
115	107	103
116	108	104
117	109	105
118	110	106
119	111	107
120	112	108
121	113	109
122	114	110
123	115	111
124	116	112
125	117	113
126	118	114
127	119	115
128	120	116
129	121	117
130		118
131		119
132		120
133		121

(4) 医療職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	2
6	1	1	1	2
7	1	1	1	2
8	1	1	1	3
9	1	1	1	3
10	1	1	1	3
11	1	1	1	4
12	1	1	1	4
13	1	1	1	4
14	1	1	1	5
15	1	1	1	5
16	1	2	1	5
17	1	3	1	6
18	2	4	1	6
19	3	5	1	6
20	4	6	1	7
21	5	7	1	7
22	6	8	1	7
23	7	9	1	8
24	8	10	1	8
25	9	11	1	8
26	10	12	1	9
27	11	13	1	9
28	12	14	1	9
29	13	15	1	9
30	14	16	1	10
31	15	17	1	10
32	16	18	1	10
33	17	19	1	10
34	18	20	1	10

35	19	21	1	10
36	20	22	1	10
37	21	23	1	10
38	22	24	1	10
39	23	25	1	10
40	24	26	1	10
41	25	27	1	10
42	26	28	1	10
43	27	29	1	10
44	28	30	1	10
45	29	31	1	10
46	30	32	1	10
47	31	33	1	10
48	32	34	1	10
49	33	35	1	10
50	34	36	1	10
51	35	37	2	10
52	36	38	2	10
53	37	39	2	10
54	38	40	2	10
55	39	41	3	10
56	40	42	3	10
57	41	43	3	10
58	42	44	3	
59	43	45	4	
60	44	46	4	
61	45	47	4	
62	46	48	4	
63	47	49	5	
64	48	50	5	
65	49	51	5	
66	50	52	5	
67	51	53	6	
68	52	54	6	
69	53	55	6	
70	54	56	6	
71	55	57	7	
72	56	58	7	

73	57	59	7	
74			7	
75			8	
76			8	
77			8	

横浜市条例第24号

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年3月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「840円」を「1,080円（午後6時から翌日の午前6時までの間に当該業務に従事した職員にあっては、日額1,620円）」に改め、同条第2項中「1,680円」を「2,160円」に改める。

別表中「6時間」を「4時間」に、「7,500」及び「7,000」を「8,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第1項第1号に規定する業務に従事した職員に支給する災害応急対策等派遣手当について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第1項第1号に規定する業務に従事した職員に支給する災害応急対策等派遣手当については、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第1項第3号アからウまでに掲げる業務に従事した場合について適用し、同日前に同号アからウまでに掲げる業務に従事した場合については、なお従前の例による。

横浜市条例第25号

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 保育所において特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を利用する乳児等支援給付認定保護者（同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、同法第30条の20第3項の規定により定められた乳児等通園支援給付費の額に相当する額の使用料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市条例第26号

横浜市総合保健医療センター条例等の一部を改正する条例

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第1条 横浜市総合保健医療センター条例(平成4年3月横浜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条第4号アを次のように改める。

ア 診断書

- (ア) 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1通 9,900円
- (イ) 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの 1通 6,600円
- (ウ) その他の診断書 1通 4,400円

第9条第4号イ(ア)中「1,000円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ)中「500円」を「2,200円」に改める。

(横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正)

第2条 横浜市スポーツ医科学センター条例(平成9年10月横浜市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

診断書及び証明書	1通につき	3,000
----------	-------	-------

」

を

「

診断書	自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの	1通につき	9,900
	年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの		6,600
	その他の診断書		4,400
証明書	医師の診断を必要とする証明書	1通につき	4,400
	その他の証明書		2,200

」

に改める。

(横浜市寿町健康福祉交流センター条例の一部改正)

第3条 横浜市寿町健康福祉交流センター条例(平成29年10月横浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 診断書

- a 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの
1通 9,900円
- b 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの
1通 6,600円
- c その他の診断書 1通 4,400円

第13条第1号イ(イ) a 中「1,000円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ) b 中「500円」を「2,200円」に改める。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第4条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例(昭和62年3月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号カ中「額」の次に「の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額」を加え、同号カ(ア)を次のように改める。

(ア) 診断書

- a 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの
1通 9,900円
- b 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの
1通 6,600円
- c その他の診断書 1通 4,400円

第9条第3号カ(イ) a 中「1,000円」を「4,400円」に改め、同号カ(イ) b 中「500円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例、第2条の規定による改正後の横浜市スポーツ医科学センター条例、第3条の規定による改正後の横浜市寿町健康福祉交流センター条例及び第4条の規定による改正後の横浜市総合リハビリテーションセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

横浜市条例第27号

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「前2条」を「第2条」に改める。

第12条の2第1項に次の1号を加える。

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第13条第1号イ中「及び」を「、」に改め、「介護納付金をいう。以下同じ。）」の次に「及び子ども・子育て支援納付金（同条に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号ア中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条の8第2項中「おいて、」の次に「同項の」を加える。

第17条の2中「及び第16条の9」を「、第16条の9及び第17条の4」に改め、同条を第17条の7とし、第17条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第17条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条の6第1項及び第19条の2第1項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の6第1項の規定により被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額から第22条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額を控除した額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第17条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号の18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

（子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割額の算定）

第17条の4 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第17条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の60に相当する額を子ども・子育て支援納付金賦課額の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところにより補正された後の金額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第17条の2第1号イに掲げる総額を当該年度における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項の保険料率を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

(18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の減額)

第17条の6 当該年度において、その世帯に18歳未満被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第10号の18歳未満被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、前条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率(第19条の2第1項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下この項において同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項の額を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

第19条第1項及び第2項中「若しくは第16条の8」を「、第16条の8若しくは第17条の3」に改める。

第19条の2中「第29条の7第5項」を「第29条の7第6項」に、「及び第16条の8」を「、第16条の8及び第17条の3」に改める。

第19条の3中「及び第16条の8」を「、第16条の8及び第17条の3」に改める。

付則第2項中「及び第16条の9」を「、第16条の9及び第17条の4」に改める。

付則第3項中「及び第17条第1項第1号」を「、第17条第1項第1号及び第17条の5第1項第1号」に改める。

付則第5項中「及び介護納付金」及び「並びに介護納付金」を「、介護納付金」に、「同条第2号ア」を「「及び子ども・子育て支援納付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援納付金」と、同条第2号ア」に、「後期高齢者支援金等及び」を「、介護納付金及び」に、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第16条の8第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

横浜市条例第28号

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の保護者に対し」を「に係る」に改め、「家庭における」を削る。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「小児」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- (1) 横浜市内に住所を有すること。
- (2) 第4項に規定する保険各法に定める被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「特定小児」とは、次のいずれかに該当する小児をいう。

- (1) 18歳に達する日から同日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 次項第1号に掲げる法律に定める世帯主若しくは組合員、同項第2号及び第3号に掲げる法律に定める被保険者、同項第4号及び第5号に掲げる法律に定める組合員又は同項第6号に掲げる法律に定める加入者である者

第2条第6項中「第3項」を「第2項」に改める。

第3条の見出しを「（対象者）」に改め、同条第1項を次のように改める。

この条例による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児の保護者（当該小児が特定小児である場合にあつては、特定小児）とする。

第3条第2項中「かかわらず、」の次に「小児が」を加え、「小児は、対象小児」を「場合は、当該小児の保護者（当該小児が特定小児である場合にあつては、特定小児）は、対象者」に改める。

第4条第1項中「対象小児が」を「小児が」に、「当該対象小児の保護者」を「対象者」に改める。

第5条中「対象小児（児童を除く。次条第1項及び第7条において同じ。）の保護者」を「対象者」に改める。

第6条第1項中「対象小児に係る」を削り、「当該対象小児」を「小児」に改め、同項ただし書中「対象小児の保護者」を「対象者

」に、「当該保護者」を「当該対象者」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「対象小児の保護者」を「対象者」に改める。

第8条中「対象小児」を「小児」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく医療証の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第4条第1項及び第6条の規定は、施行日以後に小児が受けた医療に係る費用の助成について適用する。
- 4 この条例の施行に伴い新条例第3条第1項の対象者に該当することとなる者（施行日の前日においてこの条例による改正前の横浜市小児の医療費助成に関する条例第3条第1項の対象小児の保護者又は対象小児に該当する者を除く。）に対する新条例第5条の医療証の交付については、同条の規定にかかわらず、市長が職権で行うことができる。

横浜市条例第29号

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 表示する診療時間以外の時間に、選定療養として診療を受ける場合（規程で定める場合を除く。）は、7,700円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは、7,000円）

別表中「から第4号まで」を「、第3号、第4号」に改め、同表文書料の項中「7,700円」を「9,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び手数料並びに利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び手数料並びに利用料金については、なお従前の例による。

横浜市条例第30号

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年8月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,179,000円」を「1,215,000円」に、「1,061,000円」を「1,093,000円」に、「983,000円」を「1,013,000円」に、「973,000円」を「1,002,000円」に、「953,000円」を「982,000円」に改める。

(横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例(昭和31年8月横浜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,599,000円」を「1,647,000円」に、「1,285,000円」を「1,324,000円」に改め、同条第2項中「940,000円」を「968,000円」に改め、同条第3項中「908,000円」を「935,000円」に改め、同条第4項中「477,000円」を「491,000円」に改める。

第10条第2項中「1,067,000円」を「1,099,000円」に改める。

(横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年8月横浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「49,000円」を「50,500円」に、「884,000円」を「911,000円」に改める。

別表中「355,000」を「366,000」に、「275,000」を「283,000」に、「135,000」を「139,000」に、「13,000」を「13,400」に、「92,000」を「95,000」に、「45,000」を「46,000」に、「43,000」を「44,000」に、「34,000」を「35,000」に、「21,000」を「21,600」に、「14,000」を「14,400」に、「15,000」を「15,500」に、「20,000」を「20,600」に、「17,000」を「17,500」に改める。

(横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年10月横浜市条例第24号)の一部を次のように改正する

。

第3条中「49,000円」を「50,500円」に、「884,000円」を「911,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において市長である者が市長として受ける給料の額は、同日を含む任期に係る期間は、第2条の規定による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、第2条の規定による改正前の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第3条第1項に規定する市長の給料の額とする。

横浜市条例第31号

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号イ中「35人」を「30人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項の認定こども園（同条第7項の幼保連携型認定こども園を除く。）における1学級の満3歳以上の子どもの数については、この条例による改正後の横浜市認定こども園の要件を定める条例の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

横浜市条例第32号

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項及び同条第3項の表備考1中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第13条並びに第14条第1項の表及び同条第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）における1学級の満3歳以上の園児の数については、この条例による改正後の横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

横浜市条例第33号

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会 11人
政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項
- (2) 経済・港湾委員会 10人
経済局及び港湾局の所管に属する事項

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会 11人
脱炭素・GREEN×EXPO推進局、資源循環局、みどり環境局及び農業委員会の所管に属する事項
- (7) 都市整備・建築・道路・交通政策委員会 11人
都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

政策経営・総務・財政委員会	政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会
国際・経済・港湾委員会	経済・港湾委員会
脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会
建築・都市整備・道路委員会	都市整備・建築・道路・交通政策委員会

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員

会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。